

解約と解約手当金

■ 共済契約の解約

- ア.任意解約 加入者が任意に行う解約
 イ.機構解約 加入者が12か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約
 ウ.みなし解約 加入者が死亡(個人事業の場合)、会社解散、会社分割(その事業の全部を承継させるものに限る)、事業全部譲渡のときは、その時点で解約されたものとみなされます。(ただし、共済契約の承継が行われたときは解約になりません)

■ 解約手当金

12か月分以上の掛金を納付した方には、解約手当金が支給されます(掛金納付月数12か月未満の場合は、掛け捨てとなります)。解約手当金の額は、掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に右表の率を乗じて得た額となります(不正行為による機構解約の場合は、支給されません)。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月～11か月	0%	0%	0%
12か月～23か月	80%	75%	85%
24か月～29か月	85%	80%	90%
30か月～35か月	90%	85%	95%
36か月～39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

共済貸付金・一時貸付金がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

■ 解約手当金の税法上の取扱い

支給を受けた時点での益金(法人)、又は事業所得の雑収入(個人事業)に算入されます。

制度の詳しい内容については「経営セーフティ共済 制度のしおり」をご覧ください。
 なお、資料請求については、下記共済相談室にお問い合わせください。

加入できる方

加入できる方は、次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

■ 個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金の額又は出資の総額	従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業 並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- 企業組合、協業組合
- 事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

詳しいお問い合わせはこちらまで

共済相談室

050-5541-7171

受付時間：平日 9:00～19:00 土曜 10:00～15:00

取扱機関名

加入の申込みは?

貴社の事業活動の内容が確認できる以下の所でお手続きください。

- 当機構の委託団体で会員(組合員)となっている商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業の組合など
- 現に融資取引等のある金融機関

共済に関するテレホンサービス

24時間コンピューターが音声とFAXでお答えします。

- 東京 ☎ 03-3432-1199
- 大阪 ☎ 06-6940-3741

中小機構ホームページのご案内

中小企業基盤整備機構のホームページで共済に関する情報を提供しています。ぜひご覧ください。http://www.smrj.go.jp

経営セーフティ

経営者にも退職金を。ゆとりある老後を支える、安心の共済です。

小規模企業共済制度

経営者のみなさん、
退職への備えも万全ですか



取引先の突然の倒産。そんなときあなたを支える、安心の共済です。

経営セーフティ共済

経営者のみなさん、
もしものときの資金調達は
万全ですか？

✓ 最高**3,200万円**の
共済金を貸付け

✓ 貸付条件は
無担保・無保証人

✓ 掛金には
税制面のメリット

✓ **一時貸付金**制度も

もっとサポート



中小企業と地域振興をもっとサポート
独立行政法人

中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

中小企業ビジネス支援情報満載のウェブサイト。「J-Net21」http://j-net21.smrj.go.jp



独立行政法人

中小企業基盤整備機構

経営者のみなさん!

経営セーフティ共済

いざというときの「安心」をご提供します。

最高3,200万円の
共済金の貸付けが受けられます。

- 取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内(最高3,200万円)で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の「貸付け」が受けられます。
- 貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法が分かる書類が必要になります。
- 「倒産」とは(ア)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、または特別清算開始のいずれかの申立てがなされた場合、(イ)手形交換所に参加する金融機関で取引停止処分を受けた場合を指します。なお、取引先事業者が「夜逃げ」「内整理」等の場合は貸付けは受けられません。

共済金の貸付けは
無担保・無保証人です。

- 共済金の貸付けは無利子です。ただし、共済金の貸付けを受けられますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

掛金は税法上損金または
必要経費に算入できます。

一時貸付金制度も
利用できます。

- 共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても、臨時に事業資金を必要とする事態が生じた場合は貸付けを受けることができます。

安心の実績

① 現在30万の方が加入されています。② 貸付累計件数25万2千件、貸付累計金額は1兆7,105億円にのびります。(平成20年3月末現在) ③ 「経営セーフティ共済」は法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度(中小企業倒産防止共済制度)で、独立行政法人 中小企業基盤整備機構(国が全額出資)が運営しています。



中小企業施策
イメージキャラクター
南條有香

毎月の掛金

- 毎月の掛金は、5,000円～80,000円の範囲内(5,000円刻み)で自由に選ぶことができます。
- 掛金は、掛金総額が320万円になるまで積み立てられます。
- 掛金は、税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます。
個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。
- 加入後、掛金月額額は増額・減額ができます。(なお、減額には一定の要件が必要です)
- 掛金総額が掛金月額額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。

共済金の貸付け

本制度に加入後6か月以上を経過して、取引先事業者が倒産し、これに伴い売掛金債権及び前渡金返還請求権について回収困難となった場合に、共済金貸付けが受けられます。なお、貸付けの請求ができる期間は倒産発生日から6か月以内です。

共済金の貸付条件

無担保・無保証人です。ご返済期間は5年(据置期間6か月)で貸付元金について毎月均等償還です。

共済金の貸付額

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額*(前納掛金は除く)の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で請求した額となります。

【例1】掛金総額*100万円の共済契約者が取引先の倒産にあい、売掛金債権等1,500万円の焦げつきが発生した場合



【例2】掛金総額*320万円の共済契約者が取引先の倒産にあい、売掛金債権等2,000万円の焦げつきが発生した場合



共済金の貸付けを受けたときの掛金の権利消滅

共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。

したがって、その後、別の取引先事業者が倒産したことにより共済金の貸付けを受ける場合、または解約手当金の支給を受ける場合には、権利が消滅した掛金は共済金または解約手当金の基礎となる掛金総額*から除かれることになります。これは、本制度が中小企業の方の相互扶助の精神に基づく共済制度であり、加入者の掛金、共済金貸付額の10分の1の額などが貸付けの原資となっていることによるものです。

* 「掛金総額」とは共済金の貸付けの請求のときまでに納付した掛金の合計額から次に掲げる額を差し引いた額となります。

○既に共済金の貸付けを受けている場合は、その共済金の貸付額の10分の1に相当する額 ○償還期日を5か月経過した一時貸付金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額 ○掛金月額を増加した日から6か月以内に倒産が発生した場合は、納付した増額部分の掛金 ○倒産の発生日の翌日以後に納付した掛金のうち、2か月を超える延滞があったものの合計額 ○償還期日を3か月以上経過した共済金の未償還額または違約金で償還、または納付に充てられた掛金の額

次のような場合、共済金の貸付けを受けることができません。

- 取引先が「夜逃げ」「内整理」等のとき。
- 取引先の倒産発生日が、共済契約成立の日から6か月未満に生じたとき。
- 取引先の倒産発生日までに、6か月分の掛金を払っていないとき。
- 共済金の貸付請求が、取引先の倒産発生日から6か月を経過した後になされたとき。
- 契約者が貸付請求時点で中小企業者でないとき。
- 50万円または、共済契約者の月間の総取引額の20%に相当する額のいずれか少ない額に達していないとき。
- 契約者が貸付請求時点で自ら倒産または、これに準ずる事態にあるとき。
- 契約者が既に貸付けを受けた共済金の償還を怠っているとき。
- 倒産した取引先に対し売掛金債権等を有すること、またはその回収が困難になったことにつき契約者に悪意もしくは重大な過失があったとき。(取引先の倒産を十分に予知した上で売掛金を累増する場合、取引先の倒産を予知した後、納入製品の回収を怠るとき等)
- 上記のほか、共済金の貸付請求者と当該倒産に係る取引の相手方たる事業者との取引額、代金の支払方法等が確認されない限り、貸付けが受けられません。